

## 「エコカー減税の基準見直し前の購入がお得である」旨や、 「消費税率引き上げ前の購入がお得である」旨の表示について — 税制改正決定前に広告表示を行う際の留意点 —

今後、国会において審議予定の自動車関係諸税の税制改正関連法案の成立を前提に、店頭や広告等において「エコカー減税の基準見直し前に購入した方がお得である旨を表示したい」との問い合わせや、消費税率の8%から10%への引き上げが本年10月に予定されていることから、「消費税率引き上げ前に購入した方がお得である旨を表示したい」等の問い合わせが、当協議会に寄せられています。

しかしながら、エコカー減税の基準見直しは、今後、国会において審議が行われる税制改正関連法案の成立が前提であること、消費税率の引き上げも、現時点においては不確定な要素があること、また、基準見直し決定後や、消費税率の引き上げ後において、各社が販売促進を図り、販売条件（値引き、ローン金利等）の見直しを行うことも考えられること等から、必ずしも「お得」と言えるかどうかは不確定であると言えます。

したがって、「エコカー減税の基準見直し前の購入がお得である」旨の表示や、「消費税率引き上げ前に購入した方がお得である」旨の表示は、結果的に事実と異なることになるおそれがあり、取引条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認させる不当表示に該当するおそれがあります。

会員の皆様におかれましては、本資料の趣旨を踏まえ、適切な表示（商談の際の説明等含む）を行っていただきますよう、お願いいたします。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL. 03-5511-2111 FAX. 03-5511-2112

## 1. エコカー減税の基準見直しについて表示を行う際の留意点

- エコカー減税の基準見直し（対象車や減税率の変更）や適用期限の延長が決定していないにもかかわらず、あたかも決定したかのような表示は行わないこと。また、「エコカー減税の基準見直し前の購入がお得である」旨を断定的に表示する等、取引条件について、実際より有利であるかのよう誤認されるおそれのある表示は行わないこと。

### 《問題となる（おそれのある）表示例

- エコカー減税 新基準導入決定！！ ●▲を購入するなら、今がチャンス！！
- ●▲を購入するならエコカー減税新基準適用前の今がお得！！

- ただし、以下のように、事実に基づき早めの検討を促すことは問題となりません。

### 《問題とならない表示例》

- エコカー減税対象車の基準見直しが検討されています！！
    - ▲の購入をご検討中の方は、お早めにご相談下さい。＊
- ※現在検討中のエコカー減税の基準見直し（案）では、●▲はエコカー減税の対象外となる予定で、エコカー減税制度の適用を受けるには、自動車取得税については3月末、自動車重量税については4月末までの登録が要件です。（●月▲日現在の情報であり、今後の国会での審議の状況によっては変更となる場合があります。）
- ※車種やグレード、オプション、色などにより、登録（届出）までに時間を要する場合があります。
- ※詳しくは、当社スタッフまでお問い合わせ下さい。

## 2. エコカー減税の基準見直し等に関する誤認防止のための対応

- エコカー減税の基準見直しについて誤解を招かないよう、事実に基づき適切な表示（商談時の説明等含む）を行って下さい。

### ＜平成31年3月31日までの対応＞

#### ①「エコカー減税の基準見直しや適用期限の延長」が確定するまでの対応

「エコカー減税は、基準見直しや適用期限の延長が検討されており、自動車取得税については登録（届出）が4月以降、自動車重量税については登録（届出）が5月以降となった場合は、新基準が適用される」旨及び今後国会での審議の状況によっては変更となる場合がある旨を表示すること。

#### ②「エコカー減税の基準見直し」が確定した後の対応

「エコカー減税は、基準見直しや適用期限が延長されることとなり、自動車取得税については登録（届出）が4月以降、自動車重量税については登録（届出）が5月以降となった場合は、新基準が適用される」旨を表示すること。

### 3. 消費税率の引き上げについて表示を行う際の留意点

- 消費税率の引き上げについては、不確定な要素があるにもかかわらず、あたかも確定したかのような表示は行わないこと。また、「消費税率引き上げ前の購入がお得である」旨を断定的に表示する等、取引条件について、実際より有利であるかのように誤認されるおそれのある表示は行わないこと。

#### ◀問題となる（おそれのある）表示例

- ▶ 消費税は10%になります!! ●▲を購入するなら、今!!
- ▶ 消費税は10%へ!! 新車を買うなら 今がお得!!
- ▶ クルマをお得に購入 するなら、消費税増税前の 今がラストチャンス!!

### 4. 販売価格の表示について

- 規約に基づき、消費税を含めた販売価格（消費税込価格）を表示すること。

＜現行規約に基づく販売価格の表示例＞

- ① 車両本体価格 108万円（消費税込）
- ② 車両本体価格 108万円（消費税8万円含む）
- ③ 車両本体価格 108万円（消費税抜価格100万円）
- ④ 車両本体価格 108万円（消費税抜価格100万円＋消費税8万円）

※販売価格の名称については、製造業者の価格を表示する場合は「メーカー希望小売価格」の名称で表示し、中古車の価格を表示する場合は「現金販売価格」等の名称で表示すること。

- 販売価格の表示方法については、消費者にわかりやすいという観点から、引き続き「消費税込価格」を表示する方向で、今後当協議会の各委員会等で検討する予定です。決定次第、改めてご連絡いたします。